

介護保険料

介護保険料は前年の所得などに応じて個人ごとに決まります。介護保険制度は支え合いの制度であり、皆さんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスが利用できるよう保険料の納付をお願いします。

○普通徴収（納付書）

次に該当する方は、銀行などの窓口払いまたは口座振替で保険料を納付します。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・年の途中で65歳を迎えた方
- ・転入された方

普通徴収の納期限は次のとおりです。期限までの納付をお願いします。

第1期 7月31日(火) 第2期 10月1日(月) 第3期 11月30日(金)
第4期 1月31日(木) 第5期 4月1日(月)



○特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上の方は、年金から天引きします。

徴収月 4月、6月、8月、10月、12月、2月

介護保険料段階一覧表

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	25,200円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	25,200円
特例第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	32,760円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万を超える方	37,800円
特例第4段階	世帯内に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	45,360円
第4段階 (基準額)	世帯内に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	50,400円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の方	63,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の方	75,600円

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

社会を明るくする運動

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

○愛の募金にご協力を

社会を明るくする運動の一環として非行防止と更生援助を目的とする「愛の募金運動」を実施します。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233